

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長  
各方面本部長

警察庁丁運発第79号  
令和4年3月22日  
警察庁交通局運転免許課長

準中型免許に係る技能検定員、教習指導員等に対する研修の指定について  
道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第258号。以下「改正政令」という。）  
附則第3条第1項の規定により中型免許及び準中型免許に係る技能検定員資格者証又は  
教習指導員資格者証（以下「資格者証」という。）とみなされることとなる資格者証の  
交付を受けている者を技能検定員又は教習指導員として選任している指定自動車教習所  
を管理する者が、これらの者に準中型免許に係る教習又は技能検定を行わせようとする  
ときは、改正政令附則第4条第1項の規定により、技能検定員審査等に関する規則の一  
部を改正する規則（平成28年国家公安委員会規則第15号。以下「改正審査規則」という。）  
附則第11項で定めるところにより、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）  
が指定する研修を受けさせなければならないこととされている。

また、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則  
（平成28年国家公安委員会規則第14号。以下「改正届出規則」という。）附則第7項の  
規定により届出自動車教習所指導員研修課程で中型免許に係るもの及び準中型免許に係  
るものを修了した者とみなされる者を届出自動車教習所指導員として選任している特定  
届出自動車教習所を管理する者が、これらの者に準中型免許に係る教習の課程に従事さ  
せようとするときは、改正届出規則附則第11項で定めるところにより、公安委員会が指  
定する研修を受けさせなければならないこととされている。

これらの公安委員会が指定する研修の基準等については、「準中型免許に係る技能検  
定員、教習指導員等に対する研修の指定について」（平成28年7月28日付け警察庁丁運  
発第98号）により定めているところであるが、所要の改正を行い、下記のとおり運用す  
ることとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は廃止する。

## 記

### 1 研修の基準

(1) 改正政令附則第4条第1項の規定による指定は、改正審査規則附則第11項各号に  
掲げる要件を満たし、かつ、次に定める研修又はこれと同等以上の研修に該当する  
ものについて行うものとする。

ア 技能検定員に対する研修

別添1「準中型免許技能検定員研修」のとおり。

イ 教習指導員に対する研修

別添2「準中型免許教習指導員研修」のとおり。

(2) 改正届出規則附則第11項の規定による指定は、同項各号に掲げる要件を満たし、

かつ、次に定める研修又はこれと同等以上の研修に該当するものについて行うものとする。

別添3「準中型免許届出教習所指導員課程修了者研修」のとおり。

## 2 留意事項

### (1) 実施主体に対する指導と協力

1により指定する研修は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）によって新たに設けられた準中型免許に係る技能検定、教習等に従事することとなる者に対して必要な知識・技能を確実に修得させることを目的とするものである。こうした研修の目的を踏まえ、研修が円滑かつ効果的に実施されるよう、実施主体に対して必要な指導を行うとともに、研修の実施に当たっては、可能な限り警察職員を立ち会わせるなど、必要な措置を講じること。

また、実施主体からの施設の借用依頼等については、業務に支障がない限り、これに協力すること。

### (2) 公安委員会に対する通知

改正審査規則附則第12項の規定により、指定自動車教習所を管理する者が行う公安委員会に対する通知については、次の事項を記載した通知書に修了証の写しを添付させて提出させること。

ア 技能検定員又は教習指導員（以下「指導員等」という。）の住所、氏名及び生年月日

イ 資格者証の種類

ウ 受講研修名、研修実施主体名及び研修受講年月日

### (3) 通知を受けた公安委員会の措置

通知を受けた公安委員会は、研修を修了した指導員等の資格者証の右下に「研修受講済み」と朱書きすること。

## 準中型免許技能検定員研修

項 目	実 施 要 領
1 受講対象者	道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第258号）附則第4条第1項の規定により研修を受けなければならないこととされている者（予定の者）とする。
2 実施場所	自動車教習所のコースその他研修の実施に適した施設を使用して実施するものとする。
3 講師	一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会が安全運転中央研修所で実施する「準中型免許補充講習指導員養成講習（以下「養成講習」という。）」を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認める者とする。
4 研修の内容及び研修時間等	別表「準中型免許技能検定員研修」に基づき実施すること。 また、研修の実施方法については、講義（座学）方式及びコースにおける自動車を用いた実技方式により技能検定員として必要な知識・技能に関する指導を行うことを原則とする。
5 グループの編成	講師1人が指導できる受講者数は、実技にあつては9人（車両3台）までとする。
6 使用教材	(1) 使用車両 準中型免許に係る技能検定に用いる車両とする。 (2) 教本 本研修の教本は、養成講習で使用したもの又はこれと同等以上のものを使用すること。
7 研修修了証明書の発行	研修を修了した者に対し、実施主体の長の名義による別記様式の「修了証」を交付すること。

## 別 表

## 準中型免許技能検定員研修

研修科目	研修項目	研修細目	研修時間
行事等	開講式	(1) 研修内容・方法の説明 (2) 諸注意等	10分
準中型免許	基礎知識	準中型免許の制度、検定課題等の解説	20分
	技能検定課題走行 (実技)	(1) 技能検定課題走行 (2) 技能検定要領	60分
行事等	閉講式	(1) 講評 (2) 「修了証」の交付	10分
合 計			100分

## 準中型免許教習指導員研修

項 目	実 施 要 領
1 受講対象者	道路交法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第258号）附則第4条第1項の規定により研修を受けなければならないこととされている者（予定の者）とする。
2 実施場所	自動車教習所のコースその他研修の実施に適した施設を使用して実施するものとする。
3 講師	安全運転中央研修所で実施する「準中型免許補充講習指導員養成講習（以下「養成講習」という。）」を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認める者とする。
4 研修の内容及び研修時間等	別表「準中型免許教習指導員研修」に基づき実施すること。 また、研修の実施方法については、講義（座学）方式及びコースにおける自動車を用いた実技方式により教習指導員として必要な知識・技能に関する指導を行うことを原則とする。 なお、技能検定員資格者証（中型）の交付を受けている受講者が本研修における技能検定課題走行において技能検定要領を行った場合は、別添1の研修を併せて受講したものとみなし、届出教習所指導員課程修了者が本研修を受講した場合は、別添3の研修を併せて受講したものとみなす。
5 グループの編成	講師1人が指導できる受講者数は、実技にあつては9人（車両3台）までとする。
6 使用教材	(1) 使用車両 準中型免許に係る技能検定に用いる車両とする。 (2) 教本 本研修の教本は、養成講習で使用したもの又はこれと同等以上のものを使用すること。
7 研修修了証明書の発行	研修を修了した者に対し、実施主体の長の名義による別記様式の「修了証」を交付すること。

## 別 表

## 準中型免許教習指導員研修

研修科目	研修項目	研修細目	研修時間
行事等	開講式	(1) 講習内容・方法の説明 (2) 諸注意	10分
準中型免許	基礎知識	準中型免許の制度、教習カリキュラム、検定課題等の解説	40分
	技能教習課題走行1 (実技)	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転に係る教習指導要領 (2) 後方の視界が遮蔽された場合の運転に係る教習指導要領	60分
	技能教習課題走行2 (実技)	(1) 積荷が運転操作に及ぼす影響を理解した運転に係る教習指導要領 (2) 運転席の高さによる速度錯誤の危険性に係る教習指導要領	60分
	技能検定課題走行 (実技)	(1) 技能検定課題走行に係る教習指導要領 (2) 技能検定要領（技能検定員資格者証保有者のみ実施）	60分
行事等	閉講式	(1) 研修における講評 (2) 修了証の交付	10分
		合 計	240分

## 準中型免許届出教習所指導員課程修了者研修

項 目	実 施 要 領
1 受講対象者	届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則（平成28年国家公安委員会規則第14号）附則第11項の規定により研修を受けなければならないこととされている者（予定の者）とする。
2 実施場所	自動車教習所のコースその他研修の実施に適した施設を使用して実施するものとする。
3 講師	安全運転中央研修所で実施する「準中型免許補充講習指導員養成講習（以下「養成講習」という。）」を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認める者とする。
4 研修の内容及び研修時間等	別表「届出教習所指導員課程修了者研修」に基づき実施すること。 また、研修の実施方法については、講義（座学）方式及びコースにおける自動車を用いた実技方式により技能検定員として必要な知識・技能に関する指導を行うことを原則とする。
5 グループの編成	講師 1 人が指導できる受講者数は、実技にあつては 9 人（車両 3 台）までとする。
6 使用教材	(1) 使用車両 準中型免許に係る教習指導に用いる車両とする。 (2) 教本 本研修の教本は、養成講習で使用したもの又はこれと同等以上のものを使用すること。
7 研修修了証明書の発行	研修を修了した者に対し、実施主体の長の名義による別記様式の「修了証」を交付すること。

## 別 表

## 届出教習所指導員課程修了者研修

研修科目	研修項目	研修細目	研修時間
行事等	開講式	(1) 講習内容・方法の説明 (2) 諸注意	10分
準中型免許	基礎知識	準中型免許の制度、教習カリキュラム等の解説	30分
	技能教習課題走行1 (実技)	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転に係る教習指導要領 (2) 後方の視界が遮蔽された場合の運転に係る教習指導要領	60分
	技能教習課題走行2 (実技)	(1) 積荷が運転操作に及ぼす影響を理解した運転に係る教習指導要領 (2) 運転席の高さによる速度錯誤の危険性に係る教習指導要領	60分
行事等	閉講式	(1) 研修における講評 (2) 「修了証」の交付	10分
合 計			170分



第 号

# 修了証

(都道府県名)

○ ○ ○ ○

年 月 日 生

あなたは 年 月 日 (実施主体名) が行った  
準中型免許に係る道路交通法施行令の一部を改正する政令  
(平成28年政令第258号) 附則第4条第1項に規定する技能検定員  
に対する研修を修了したことを証します。

年 月 日

実施主体名

実施主体の長の名



第 号

# 修了証

(都道府県名)

○ ○ ○ ○

年 月 日 生

あなたは 年 月 日 (実施主体名) が行った  
準中型免許に係る道路交通法施行令の一部を改正する政令  
(平成28年政令第258号) 附則第4条第1項に規定する教習指導員  
に対する研修を修了したことを証します。

年 月 日

実施主体名

実施主体の長の名



第 号

# 修了証

(都道府県名)

○ ○ ○ ○

年 月 日 生

あなたは 年 月 日 (実施主体名) が行った  
準中型免許に係る届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則(平成28年国家公安委員会規則第14号)附則第11項に規定する届出自動車教習所指導員研修課程修了者に対する研修を修了したことを証します。

年 月 日

実施主体名

実施主体の長の名

